

## 離島等供給約款の変更届出

2025年3月14日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、2025年4月1日を実施日とする離島等供給約款<sup>※1</sup>の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第21条第1項<sup>※2</sup>の規定にもとづき、離島等供給約款の変更届出を経済産業大臣に行いました。

今回の届出は、国の審議会における議論等を踏まえたものであり、以下の内容について変更を行います。

### 1. 変更内容

#### ○災害時における特別措置の規定

第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024年3月29日開催）において、2025年4月1日までに災害時の特別な措置を離島等供給約款において規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

#### ○制限中止割引<sup>※3</sup>の廃止

当社エリアのみなし小売電気事業者<sup>※4</sup>である北陸電力株式会社の特定小売供給約款において、制限中止割引が2024年度末をもって廃止されることを踏まえ、規制料金相当メニューのお客さまにおける制限中止割引を廃止します。

### 2. 実施日

2025年4月1日

以上

#### ※1 離島等供給約款

離島等のお客さまに対し、電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款。

#### ※2 電気事業法第21条第1項（離島等供給約款）

一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### ※3 制限中止割引

電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止した場合の料金割引。

#### ※4 みなし小売電気事業者

旧一般電気事業者の小売部門を引き継ぐ事業会社。

別紙：災害時における特別措置の内容

## 災害時における特別措置の内容

2025年4月1日以降に災害が発生し、災害救助法の適用または激甚災害に指定された場合、被災されたお客さまからの申し出に基づき、以下の特別措置を実施いたします。

### ① 電気料金の支払期日の延期

災害発生月の前月の料金※および災害発生月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1か月延期いたします。

※支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。

### ② 不使用日の基本料金の割引

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった場合、1日あたり基本料金を4%割引いたします。（災害発生月の6か月後の月の末日まで）

### ③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合、その使用不能設備相当分の基本料金は申し受けません。（災害発生月の6か月後の月の末日まで）

### ④ 工事費負担金等の免除

以下のいずれかに該当し、災害発生月の6か月後の月の末日までにお申し込みをいただいた場合、工事費負担金等を免除いたします。

#### （1）工事費負担金

被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、新たに電気のご契約をお申し込みいただいた場合で、その申し込みが次のいずれにも該当するときは、工事費負担金は申し受けません。

- ・需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- ・契約負荷設備または契約電力等が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力等をこえないこと。

#### （2）臨時工事費の免除

被災された建物の再建等のために契約期間が1年未満の電気のご契約をお申し込みいただいた場合は、臨時工事費は申し受けません。

#### （3）引込線、計量器等の取り付け位置の変更に申し受ける工事費の免除

被災された建物の再建等のために引込線、計量器等の取り付け位置の変更をお申し込みいただいた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。